

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

健

改正後			改正前		
別表第一の二（第四条第二項関係）					
特定計量器	試験	一件についての減ずる金額	特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一、二 [略]	[略]	[略]	一、二 [略]	[略]	[略]
三 体積計 イ、ハ [略] ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式的もの	[略]	[略]	三 体積計 イ、ハ [略] ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式的もの	[略]	[略]
七 最大需要電力量計		六十万二千円	七 最大需要電力量計		十五万五百円
八 電力量計 イ 定格電流が五アンペアのもの ロ イに掲げるものの以外のも		六十万二千円 四十四万九千円	八 電力量計 イ 定格電流が五アンペアのもの ロ イに掲げるものの以外のも		十五万五百円 十一万二千二百円
九 無効電力量計		六十万二千円	九 無効電力量計		十五万五百円
十、十四 [略]		[略]	十、十四 [略]		[略]
別表第一の三（第四条第二項関係）					
特定計量器	試験	一件についての減ずる金額	特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一、二 [略]	[略]	[略]	一、二 [略]	[略]	[略]
三 体積計 イ、ハ [略] ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式的もの	[略]	[略]	三 体積計 イ、ハ [略] ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式的もの	[略]	[略]
1 耐久性能に係る試験 耐振動性に係る試験		十六万六千四百円 十七万二千七百円	1 耐久性能に係る試験 耐振動性に係る試験		十六万四千三百円
2 無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミューンティ試験		五万四千四百円	2 [新設] [略]		[新設] [略]
3 [略]		[略]	3 [略]		[略]

備考 表中の「」は注記である。		
附 則		
この省令は、令和六年四月一日から施行する。		
四 [略]	[略]	[略]
四 [略]	[略]	[略]

6	3から5までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	十一万五千円
7	1から6までに掲げる試験以外の試験	二十六万五千五百円

中欄1、中欄2及び中欄6に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式にあつては、三十万四千六百円とする。

中欄1、中欄2及び中欄7に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式にあつては、二十九万六千三百円とする。

(2)	(1)に掲げるものの以外	十二万四千二百円
2	1 耐久性に係る試験	十八万六千九百円
1	2 1に掲げる試験以外の試験	

4	2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	九万七千四百円
5	1から4までに掲げる試験以外の試験	二十五万五千三百円

〔新設〕

中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十六万五千七百円とする。

(2)	(1)に掲げるものの以外	十二万二千四百円
2	1 耐久性に係る試験	二十万七千円
1	2 1に掲げる試験以外の試験	